

臨時休業から休業解除までの対応手順

感染症法による措置

保健所への連絡
及び連携



学校保健安全法による臨時休業の措置

プロセス1
PCR検査等の対象となった場合

情報収集(様式1)、県教育局に報告(学校)

※1

プロセス2
感染が確認された場合(「新型コロナウイルス感染者発生時の対応(フロー)」により、対応)

学校の全部の臨時休業(A)
(探知日から2日程度を想定)

※2 児童生徒等に濃厚接触者がいないことが明らかな場合を除く。

保健所による調査・濃厚接触者の特定(感染症法第15条)

プロセス3-1
濃厚接触者がいる場合

プロセス3-2
濃厚接触者がいない場合

プロセス3-3
濃厚接触者はいないが、複数の感染者が確認・経路不明の場合

保健所による
詳細な調査への協力

情報収集の結果(様式1)及び、保健所等の助言、学校の所見を(様式2)、県教育局に報告(学校)

情報収集の結果(様式1)及び、保健所等の助言、学校の所見を(様式2)、県教育局に報告(学校)

感染症法による措置
(消毒・建物に係る措置等)

濃厚接触者のPCR検査等

学校の全部又は一部の臨時休業(B)

プロセス3-1-1
濃厚接触者が陽性の場合

プロセス3-1-2
濃厚接触者が陰性の場合

感染者の感染経路が明らかになり、学校における濃厚接触者が検査の結果全員陰性

※1

※1

プロセス4
臨時休業(A・B)の解除

(A): 当該校における感染者が一人の場合 (B): (A)以外に感染者がいる場合

※1 児童生徒が濃厚接触者に特定されPCR検査等で陰性となった場合でも、保健所等からの助言を踏まえ、健康観察を経たうえで、出席停止を解除